ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

⑸ 評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工し、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、下記の取り扱いを行う。

① 違約金の徴収

② 工事成績評定点の減点措置

なお、詳細は入札説明書によるものとする。

４　入札手続等

⑴ 担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局総務部会計課支出負担行為第二係　石川　正之　電話098―866―0031（内線81341）

⑵ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

・提出期間：平成26年２月10日から
　平成26年２月26日まで

・提出場所：上記４の⑴と同じ。

・持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑶ 入札説明書の交付期間、場所

① 交付期間　平成25年12月17日から平成26年２月20日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。

② 場所　上記４の⑴と同じ。

③ その他　配付資料は無料である。

⑷ 申請書、資料及び紙入札参加承諾願の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　平成25年12月17日から平成26年１月17日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。

② 提出場所　上記４の⑴と同じ。

③ 提出方法　上記①期間までに電子入札システムにより提出を行うこと。

なお、申請書及び資料が、３ＭＢを超える場合の提出方法については、提出必要書類一式（申請書及び資料）を紙形式により持参又は郵送（書留郵便等の配送記録が残るものに限る。平成26年１月17日17時15分必着）することができるが、申請書及び資料のうち技術提案書（様式１～２）については提出期間内に電子入札システムに登録すること。

④ 紙入札参加承諾願の提出期間及び場所は上記①、②と同じ。

⑤ その他

ア　申請書並びに資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。

ウ　提出された申請書及び資料は返却しない。

⑸ 入札、開札の日時、場所及び提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

① 提出期間　平成26年２月24日から平成26年２月26日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、平成26年２月26日は午後３時まで。

② 提出場所　上記４の⑴と同じ。

③ 開札　平成26年２月27日午後２時00分　沖縄総合事務局７階入札室

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

⑹ 入札説明書に対する質問　入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、電子入札システムにより提出すること。なお、書面（様式は自由）により提出する場合は、上記４⑴に連絡すること。

① 提出期間　平成25年12月17日から平成26年２月20日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。

② 提出場所　書面の場合は、上記４の⑴と同じ。

③ その他　書面の場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）することにより提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。

⑺ 上記⑸の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間　平成25年12月17日から平成26年２月21日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。

② 閲覧場所　書面の場合は、上記４の⑴と同じ。

５　その他

⑴ 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）又は銀行等の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金　納付（納付額は請負代金額の10分の１以上。保管金の取扱店は日本銀行那覇支店。なお、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る契約保証金は、請負代金額の10分の３以上とする。）ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）。

イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局）及び公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑸ 手続における交渉の有無　無。

⑹ 契約書作成の要否　要。

⑺ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無。

⑻ 違約金

① 本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による裁決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

イ　公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

ウ　公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。